

令和3年8月18日

生徒の皆さん
保護者の皆様

京都市立嵯峨中学校
校長 小滝 俊則

「緊急事態宣言」発出を踏まえた本校の教育活動並びに 家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

政府より京都府に対して「緊急事態宣言」が発出され、京都府知事から京都府全域へ9月12日（日）までを期限とする緊急事態措置が要請されました。しかしながら、移行に伴う人流の増加や変異株等の拡大も懸念される状況でもありますので、取り組んでいる感染症対策を継続し、より一層徹底しつつ、教育活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力の程、お願ひいたします。

なお、今後の京都府内の感染状況や国・京都府等の動向等を踏まえ、下記の対応について、変更する場合がございます。その場合は改めてお知らせいたします。

1. 当面の学校行事について

8月24日（火）	3年生登校日（修学旅行前日指導）→中止	※登校しないでください。
8月25日（水）	2学期始業式・校内清掃→予定通り実施 3年生修学旅行→延期	※P.T.Aの参加は中止とします。 ※延期の日程は調整中です。
8月26日（木）	2年生生き方探究チャレンジ体験→中止 3年生修学旅行→延期	※2・3年生も通常授業を行います。 給食がありませんので弁当持参。
8月27日（金）	2年生生き方探究チャレンジ体験→中止 3年生修学旅行→延期	※2・3年生も通常授業を行います。 給食がありませんので弁当持参。
9月 1日（水）	第2回進路保護者説明会→延期	※延期の日程は調整中です。

2. 具体的な教育活動について

（1）「緊急事態宣言を踏まえた感染症への対応に関する留意事項」で示された「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として留意して実施される活動について中止いたします。

（例）・長時間や近距離での対面式のグループワーク
・音楽での合唱やリコーダーでの演奏、家庭での調理実習、体育等での密集する運動や組み合ったり接触したりする運動

（2）校外活動・修学旅行については、実施いたしません。

（3）保護者や地域の方等の参観は、実施いたしません。懇談会や家庭訪問等も原則、実施いたしません。

（4）水泳授業については、実施いたしません。

3. 部活動について

原則、中止いたします。

ただし、大会・発表会等の参加については、中体連、競技団体、文化関係連盟等が主催する公式な全国、近畿大会及びそれらにつながる大会等、夏季選手権大会、秋季新人大会のみ認めます。

また、それらの大会に参加する場合は、主催者と連携し万全な感染症対策を講じることとし、参加するための練習等については、大会の会期初日の4週前から認めます。

なお、活動場所は原則校内に限定し、活動日の別を問わず、活動時間を2時間以内とします。

※詳しい日程や練習開始時期については、部活動顧問より生徒たちに連絡いたします。

4. 家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について

(1) 引き続き、毎日朝晩、お子さまの体温を測定し、発熱や咳などの風邪症状がないか等、健康観察を行い、その結果を本校から配布している「健康観察票」に記録して、登校時に持参・提出するようご指導ください。月末には学校に提出していただき、1ヶ月程度、保管いたします。また、保護者の皆様も、お子さまと一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただき、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

(2) 登校前の健康観察で、発熱や咳の風邪症状がみられた場合は、学校へ電話連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えてご自宅で休養させてください。また、同居のご家族に風邪症状がみられる場合も同様に登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(3) お子様やご家族に発熱や体がだるい、のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所や病院）に、まず電話でご相談ください。休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487 365 日 24 時間受付）に連絡してください。お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がみられる場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話 871-0533）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

(4) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 871-0533）へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された。
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた。
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者となった場合はもとより、「感染の疑い」や「体調不良」で医療機関を受診し、検査を受けようする場合

(5) 新型コロナウイルスが変異株に置き換わる中で、家庭内での感染が増加し、職場や学校・福祉施設等での感染防止対策のため、これまで以上に、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、身体的距離の確保、換気等の基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

先にも述べていますが、体調がすぐれない場合は登校を控え、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所や病院）に、まず電話で相談して受診してください。ご家族にも同じ状況が起こった場合も同様に対応していただき、お子様の登校を控えていただきますようお願いします。